

## 社会保険被保険者資格の勤務期間要件について

令和4年10月以後は2か月以内の有期雇用契約者であっても「更新が見込まれる者」については初回契約時からの資格取得が義務付けられました。

社会保険被保険者資格の勤務期間要件について、多様なケースに対するQ&Aが厚生労働省より出ておりますので、今一度ご確認いただき、加入漏れを指摘されることのないようにしたいものです。

<Q1> 「更新が見込まれる」とはどのような場合か。

→契約書において「更新する」、「更新する場合がある」との記載がある場合。

また「更新しない」旨が記載されていても会社において更新した実績がある場合。

つまり、「更新しない」ことが明確ではない場合には原則として全員資格取得させることとなります。

<Q2> 「更新しない」から「更新する（場合がある）」へ雇用契約が変更された場合。

→更新が見込まれるに至った日に資格を取得することとなります。

なお、更新が見込まれるに至った日とは労使双方の合意があった日のことで書面（メール含む）による合意が必要となります。

<Q3> 「更新する（場合がある）」から「更新しない」へ雇用契約が変更された場合。

→雇用契約期間途中で資格喪失はしません。

<Q4> 週20時間未満の雇用契約から週40時間の雇用契約（2か月以内、更新無し）になった場合。

→週40時間の雇用契約になったときから期間要件が判断されますので上記の場合は資格取得しません。

<Q5> 2か月以内の契約が数日の間を空けて繰り返し行われる場合。

→雇用契約の連続性が問われる問題です。

初回契約時に次回の契約が予定されている場合、又は、初回契約期間中に次回の契約が取り交わされる場合には数日の間が空いていたとしても連続性が認められますので初回契約時から資格取得することとなります。

初回契約期間後に次回の雇用契約が締結されている場合には連続性が認められず、当初からの資格取得は必要ないといえます。

ただし、その状態が繰り返される場合には連続しているものとみなされる可能性は大と考えます。個別のケースによって総合的に判断される事項となりますが、間違いを起こさないためには初回からの資格取得をおすすめします。

<Q6>派遣先が複数ある派遣労働者についての取扱い。

→勤務期間要件と勤務時間要件が合わさるところで判断します。

(例1)

A社 週15時間勤務、契約期間1/1～2/28、更新無し

B社 週15時間勤務、契約期間1/1～2/28、更新する場合がある

上記の場合には1/1～2/28まで合算して週30時間勤務の契約となりますが、更新する場合があるのはB社のみとなりますのでB社のみで資格取得の判断を行います。B社の勤務時間のみでは週15時間勤務となりますので上記のケースでは資格取得しない、という判断になります。

(例2)

A社 週15時間、契約期間1/1～2/28、更新する場合がある

B社 週15時間、契約期間1/1～2/28、更新する場合がある

(例1)と同様に合算して週30時間の契約となりますが、どちらも「更新する場合がある」ので1/1からの資格取得が必要となります。

その他、資格取得要件に迷われた場合には各担当へご相談ください。